

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 11 月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600282号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600157号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成10年3月1日から同年2月21日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成10年2月21日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成10年2月21日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年2月21日から同年3月1日まで

年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成10年3月1日、同被保険者期間が16か月となっているが、同社においては、同年2月21日付けでパート社員から正社員になり、同年3月から平成11年7月までの期間に係る17枚の給与明細書のいずれにおいても、厚生年金保険料を控除されているので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与の支給明細書、A社から提出された資料及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、同社における厚生年金保険被保険者要件を満たす者として勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における請求者の資格取得時の標準報酬月額及び請求者から提出された給与の支給明細書に記されている厚生年金保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、社会保険事務所(当時)に対して、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600149号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600053号

第1 結論

昭和44年3月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年3月から昭和46年3月まで

A大学大学院に在学している時に、B省大臣の委嘱により、B省直属の国家公務員としてC国のD事業所に派遣されることになり、昭和44年3月から昭和46年3月までの期間について同事業所でE業務に従事していたが、この間に振り込まれた給与から国民年金保険料が控除されていたので、手続等の詳細は不明であるが、同省の職員が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間当時の給与明細書を受け取っておらず、国民年金保険料を納付した資料は所持していないが、請求期間については、B省が保管する文書によりC国で勤務していたことが確認できており、日本国の年金制度である国民年金の記録に反映されるはずであるので、年金記録の訂正を求める。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、B省大臣の委嘱により、C国のD事業所に派遣され、派遣中に支払われた給与から国民年金保険料が控除されていたので、B省の職員が請求者の国民年金保険料を納付してくれていたはずである旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、改製原戸籍の附票により確認できる請求期間当時の請求者の住所地であるF県G市において、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間に同市において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、請求者は、国民年金に未加入であることから、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、B省の公表資料を見ると、政策の一環としてC国のD事業所に派遣されたE職の中に請求者の氏名が掲載されているが、派遣中のE職に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を同省が代行することについて、同省の職員は、「当時の資料が無いため不明である。」旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間においてはB省直属の国家公務員として派遣された旨主張しているが、同省は、「請求者がB省の職員として在籍していた事実は確認できない。」旨回答している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600290号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600054号

第1 結論

昭和50年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から昭和52年3月まで

昭和49年8月末に会社を退職してから約1年経過した頃、A業務に従事するためにB県C町に転居したので、同町役場において住民票の手続と一緒に国民年金の手続を行ったはずである。

請求期間の国民年金保険料について、請求期間当時は収入が無く、D県E市の実家からの仕送りに頼っていたので、C町に送付された郵便物を全て実家に転送し、両親に納付してくれるよう依頼していた。

母は、年金及び保険に積極的に加入しており、F事業を開業していた実家は金銭的に余裕があったことを考えると、母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、年金記録を管理するための請求者の国民年金手帳記号番号* (以下「手番①」という。)は、請求期間前の昭和50年1月10日にG県H市において払い出されていることが確認できるところ、請求者は、C町に転居した際に国民年金の手続を行った旨主張している。

しかしながら、前述の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、手番①の備考欄に「不在」のゴム印が押されている上、請求者が請求期間後に居住した、I県J市の請求者に係る手番①の国民年金被保険者名簿を見ると、C町への住所変更の記載が無く、備考欄に「55.5.19 G県.H市(50.2.15.H市.不在者)」の記載及び昭和55年10月のゴム印が有ることから、手番①において、請求者は、昭和50年2月から昭和55年10月までの期間について不在被保険者として管理されており、請求期間の国民年金保険料が納付されていなかった事情が認められる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求期間後の昭和52年11月28日に、手番①とは別の国民年金手帳記号番号* (以下「手番②」という。現在は、重複払出しのため取消済み。)がK県L市において払い出されており、手番②前後の任意加入被保険者の資格取得日等から判断すると、同年12月頃に同市において行われた国民年金の加入手続により手番②が払い出されたものと推認できる。この場合、当該加入手続時点では、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、残る期間の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)として納付することになるが、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付したとされる請求者の母は既に亡くなっており、請求期間当時の納付状況は不明である。

さらに、手番①及び手番②によらず請求期間の国民年金保険料を納付するためには、C町における国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムによ

り複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間に同町において払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600234号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600055号

第1 結論

昭和43年8月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年8月から昭和56年3月まで

私は、会社を退職後の昭和43年8月頃に、A県B市のC支所において、国民健康保険の手続とともに国民年金の加入手続を行った。

請求期間に係る国民年金保険料の納付については、C支所において、国民健康保険料と一緒に3か月分あるいは6か月分をまとめて納付していたように思う。

昭和56年頃から、病気などのために国民年金保険料を納付することができなくなったが、昭和58年9月頃に納付を再開しようとC支所に行った際に、窓口で国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、納付記録が全く無いと言われた。

そのときは、領収証書等の納付を証明するものが無かったため、やむなく昭和56年4月分以降の国民年金保険料を納付したが、請求期間の国民年金保険料を確かに納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間後に国民年金保険料の未納期間は無いことが確認できる。

しかしながら、請求者は、昭和43年8月頃に、B市役所C支所において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和58年3月1日に同市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年3月頃に行われたと推認できることから、加入手続時期について請求者の主張とは符合しない上、当該加入手続(昭和58年3月頃)の時点において、請求期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料をB市役所C支所で納付した旨主張しているが、窓口における具体的な納付方法について、はっきり覚えていない旨陳述している上、請求期間のうち、昭和43年8月から昭和48年3月までの期間について、同市における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式であり、国民年金保険料の納付に当たり国民年金手帳が必要となる場所、請求者は、加入時に年金手

帳の交付を受けた記憶は無い旨陳述している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600001号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600158号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求者のD事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求者のE事業所(現在は、F事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求者のG事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年4月1日から昭和49年7月31日まで
② 昭和49年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和62年1月頃から同年6月頃まで
④ 昭和62年7月頃から同年8月1日まで
⑤ 昭和62年8月23日から同年10月1日まで
⑥ 平成12年8月31日から同年9月1日まで

請求期間①について、A事業所における給与額は月額7万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が当該給与額よりも低い額で記録されている。

請求期間②について、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が昭和49年7月31日と記録されているが、同事業所では1か月単位の勤務シフトが決まっており、同年7月末まで勤務していたので、資格喪失年月日は同年8月1日になるはずである。

請求期間③について、H社における厚生年金保険被保険者期間として記録されている期間の一部期間であるところ、当該期間にはC事業所のI支所に勤務しており、C事業所において厚生年金保険に加入していた。

請求期間④について、D事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和62年8月1日と記録されているが、同事業所から交付された書面のとおり、同年7月から同事業所に勤務していた。

請求期間⑤について、E事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和62年10月1日と記録されているが、同年8月23日から同事業所に勤務していた。

請求期間⑥について、G事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が平成12年8月31日と記録されているが、同事業所では1か月単位の勤務シフトが決まっており、月の途中で退職することができなかつたので、資格喪失年月日は同年9月1日になるはずである。

請求期間①から⑥までの各期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、B事業所は、「平成7年の震災により事業所が全焼し、請求期間①当時の資料も焼失したので、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している。

また、A事業所における厚生年金保険被保険者記録があり所在が判明した者に照会し複数の者から回答を得たが、請求期間①における請求者の給与額を具体的に記憶している者はいない上、同事業所における自身の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低い額で記録されていると回答した者もない。

さらに、A事業所に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求期間①の標準報酬月額と企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）に記されているJ厚生年金基金における当該期間の報酬給与額は、一致している上、当該被保険者原票には、標準報酬月額の記録が訂正された事跡は無く、不自然な点も見当たらない。

加えて、A事業所で自身と同時期にK職の同僚として請求者が名前を挙げている二人に係る同事業所における標準報酬月額は、いずれも、請求期間①において、請求者と同程度の額で推移しており、請求者の標準報酬月額のみが低額であるとは言えない。

このほか、請求者の請求期間①における給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の記録から、請求者が、当該期間にA事業所に在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は、「請求期間②当時の資料が残っていないため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している上、前述の回答のあった複数の者は、いずれも、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について、分からない旨回答している。

また、前述の回答のあった者のうちの一人は、「私は、A事業所に昭和49年10月末日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、同事業所における資格喪失年月日が同年10月31日と記録されている。しかし、同年10月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述している上、当該回答のあった者のうち、A事業所における給与明細書を保管している者はおらず、請求期間②の同事業所における厚生年金保険料の控除方法等を確認することができないことから、同事業所の従業員に係る厚生年金保険料控除の状況により、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがうこともできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間③について、C事業所の回答及び同事業所の複数の元従業員の陳述から判断すると、期間を特定できないものの、請求者が、同事業所のI支所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C事業所は、「請求者の勤務形態は、午前のみ勤務の短時間労働（パート）であった。勤務時間が短い者は、厚生年金保険の加入対象ではなかったため、請求者の給与から請求期間③に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、C事業所の社会保険事務担当者は、「I支所に係る書類の多くは同支所を閉める際に処分したが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同喪失確認通知書は残しておいた。当事業所が保管している当該通知書を確認したが、請求者に係る通知書はなかった。」旨陳述している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間③に同事業所における厚生年金保険被保険者記録があり所在の判明した者に照会したところ、複数の者が請求者を知っている旨回答しているものの、請求者の勤務期間を記憶している者はおらず、当該回答者から、請求期間③における請求者の勤務実態を確認することができない。

なお、請求者は、I支所において、勤務時間が私より短かった同僚が厚生年金保険に加入しているのであれば、私も厚生年金保険に加入しているはずである旨陳述しているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間③当時において、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間④について、D事業所から提出された請求者に係る労働者名簿の内容から判断すると、請求者が、同事業所にパートK職として昭和62年7月23日から勤務又は在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の請求者に係る労働者名簿の厚生年金及び雇用保険の取得年月日を見ると、就業欄と同じ「昭和62年7月23日」を示す日付印が確認できるところ、雇用保険の記録において、D事業所における請求者の記録が見当たらないことから、当該日付印は届出の事実とは異なっていた可能性がうかがえる上、同事業所が保管する同僚に係る労働者名簿における就業年月日が請求者の就業年月日と近接する一人について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び雇用保険の記録によると、同人の同事業所におけるそれぞれの資格取得年月日が、いずれも同人の就業年月日の数日後であることを踏まえると、請求期間④当時、同事業所では、従業員について、労働者名簿の就業年月日と同日を厚生年金保険の被保険者資格取得年月日とする届出を行っていたとは認められない。

また、請求者は、平成21年6月21日付けL事業所M職名で発行された「当事業所に残っている書類（労働者名簿）によると、当事業所での厚生年金保険の加入は昭和62年7月及び同年8月の2か月間であったと推測される。」旨の書面を提出しているところ、D事業所は、「当事業所保管の請求者に係る労働者名簿の厚生年金欄に、昭和62年7月23日取得と記されているが、当時の届出書類等が既に廃棄されているため、請求者の資格取得年月日を何日とする届出を行ったかは不明である。」旨回答している。

さらに、前述の請求者に係る労働者名簿には、パートK職として時間給が記されているところ、D事業所は、「請求者の雇用契約書は既に処分しており、請求期間④における請求者の勤務時間、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、いずれも不明である。」旨回答している上、前述の被保険者名簿において、請求期間④の前後に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得し所在の判明した者に照会したものの、回答のあった者全員が請求者を記憶しておらず、当該回答者から、請求期間④における請求者の勤務実態を確認できる回答又は陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 請求期間⑤について、F事業所は、「請求者が、当事業所における厚生年金保険被保険者記録がある以前の請求期間⑤において、短時間労働等で当事業所に勤務していた可能性はあるが、当該期間当時の資料が現存しないため、請求者の勤務状況は不明である。」旨回答している上、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間⑤の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得し所在の判明した者に照会したものの、回答のあった者から、E事業所における請求者の勤務開始日等を特定できる回答及び陳述は得られなかった。

また、F事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得年月日等が個人別に記されたノートの写しを見ると、請求者の資格取得年月日は、いずれにおいても昭和62年10月1日と記さ

れているところ、同事業所は、E事業所における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除について、「昭和62年10月1日を資格取得年月日として社会保険事務所（当時）に届出した。」「請求期間⑤に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨それぞれ回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において、資格取得年月日が請求者と同日の昭和62年10月1日と記されている元従業員は、「私は、昭和62年9月20日頃にE事業所にN職として採用された。当時は従業員が頻繁に新規採用されていたので、一定期間ごとに採用された者をまとめて社会保険に加入させる取扱いだったため、私の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が採用日から約10日後の同年10月1日となっているのだと思う。厚生年金保険料は、厚生年金保険に加入した後に、給与から控除されるようになった。」旨陳述している。

なお、請求者は、E事業所において、請求期間⑤と一緒に勤務していた同僚が請求者の当該期間における勤務を証明したものであるとする書面を提出しているところ、オンライン記録によると、当該同僚が当該期間に同事業所における厚生年金保険被保険者であった記録は見当たらない上、当該同僚は、「請求期間⑤当時、私はE事業所には勤務しておらず、別の事業所に勤務していた。」旨陳述しており、当該書面をもって、請求者の当該期間における勤務を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 請求期間⑥について、G事業所は、「請求期間⑥当時の資料が現存しないため、当該期間における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、請求期間⑥にG事業所における厚生年金保険被保険者記録があり所在が判明した者に照会したところ、請求者を知っていると回答した複数の者のうちの一人は、「私の当時の資料によると、請求者は、請求期間⑥の約1か月前である平成12年7月24日の出勤を最後に、翌日以降はG事業所に出勤していない。」旨陳述している上、このほかに請求者の勤務期間を記憶していると回答した者はおらず、当該回答者から、請求期間⑥における請求者の勤務実態を確認することができない。

さらに、請求期間⑥において、G事業所の社会保険事務担当者であったとする者は、「月末付けで退職を申し出た者に対しては、退職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格喪失日となるので、退職月の厚生年金保険料を控除する旨を説明した上で、本人に退職日を決定してもらい取扱いだった。」「当時、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する際には、退職届の写しを添付していたので、当事業所の職員に係る年金記録に間違いは無いと思う。」旨それぞれ陳述している。

このほか、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600308号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600159号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年2月16日から同年8月15日まで

請求期間について、A事業所に臨時補充員として勤務し、C業務に従事していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

採用時の人事異動通知書を提出するので、請求期間を年金額に反映する厚生年金保険被保険者記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された人事異動通知書及びB事業所を管轄するD社E支社の回答により、請求者が、請求期間においてA事業所に臨時補充員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の記録によると、A事業所が、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、B事業所長は、「当事業所には、請求期間当時の資料は残っておらず、当時の所長も死亡しているため、請求期間当時の事情は全く分からない。」旨陳述している上、D社E支社は、請求者に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について、いずれも不明である旨回答しており、同支社の人事担当者も、「請求期間当時の臨時補充員に係る厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の人事異動通知書の任命者がF事業所長であることから、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間において請求者の記録は見当たらなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。